

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 1 7 号	三田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
市 民 課	<p><b>【改正趣旨】</b>  成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領が一部改正されたため、条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p><b>【関係法令】</b>  印鑑登録証明事務処理要領(昭和49年年自治振第10号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知)</p> <p><b>【改正内容】</b>  成年被後見人であっても意思能力を有する者については印鑑の登録を受けることができることとするため、当該条例における登録を受けることができない者の規定について、「成年被後見人」から「意思能力を有しない者」に改めるもの。</p> <p><b>【施行期日】</b>  公布の日</p>